

## 弁理士の社会的使命について

### 1. 問題の所在

経済社会のグローバル化が進む中、我が国産業の国際競争力を高めるために、知的財産の創造・保護・活用がますます重要となっていることから、知的財産制度の重要な担い手である弁理士には、これまで以上に知的財産の創造・保護・活用の促進に貢献することが求められている。

このような状況下においては、弁理士には、不断の自己研鑽により専門的知識を習得するなど、資質の向上を図ることが求められ、また、弁理士会には、個々の弁理士が職責を果たせるよう、研修の充実など様々な取組を自主的に行うことが求められている。こうした弁理士自身及び弁理士会の自主的な取組を促すために、社会全体が弁理士の果たす社会的役割を認識するとともに、弁理士自身がその役割を自覚して自らの規律を高めていくことが重要であるとの指摘がある。

この点、弁護士、税理士及び公認会計士においては、職業専門資格士としての使命・職責について、それぞれの職業専門資格士自身はもとより、関係者をはじめとする我が国の経済社会における理解と認識が深まるとともに、その使命・職責が的確に果たされることを期待して、法律上明確に位置付けている。

しかしながら、弁理士については、このような使命についての規定を法律上欠いている。

### 2. 対応の方向性

弁理士の使命・職責について、弁理士自身はもとより、弁理士を取り巻く関係者の理解と認識が深まるとともに、その使命・職責が的確に果たされることを期待して、弁理士の使命・職責を明確化することを検討することが必要ではないか。

ただし、具体的な使命・職責をどのように規定するかについては、他土業の例を参照しつつ案を得ることが必要である。

(参考) 弁理士法 (平成十二年法律第四十九号) (抄)

(職責)

第三条 弁理士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(参考) 弁護士法 (昭和二十四年法律第二百五号) (抄)

(弁護士の使命)

第一条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

(弁護士の職責の根本基準)

第二条 弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶冶に努め、法令及び法律事務に精通しなければならない

(参考) 税理士法 (昭和二十六年法律第二百三十七号) (抄)

(税理士の使命)

第一条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(参考) 公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三号) (抄)

(公認会計士の使命)

第一条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(公認会計士の職責)

第一条の二 公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。